

中期目標の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅱ 研究に関する目標 2. 各中期目標の達成状況 (2)研究実施体制等の整備に関する目標 【原文】 「[判断理由]「研究実施体制等の整備に関する目標」の下に定められている具体的な目標（6項目）のうち、3項目が「良好」、3項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。」 【申立内容】 [判断理由]について、ウエイト付けに基づく判断が確認できる内容に修正願いたい。 【理由】 「評価作業マニュアル」20頁によると、中項目の段階判定においてウエイト付けに関して3つの条件を満たす場合には、平均値による判定から段階判定を1段階上げることができることになっている。 本学の当該中項目では、その条件の1つである「平均値が範囲の上限に極めて近い場合」に該当している。残る2つの条件である「ウエイト付けの妥当性」、「妥当と判断された中期計画及び小項目の段階判定」については、評価結果（案）で全く言及されていないため、それに対する事実誤認等の有無を判断できないが、いずれの条件もウエイト付けに関連しており、本学が当該中項目でウエイト付けした中期計画は2つある。その中1つは、評価結果（案）で「優れた点」として取り上げて頂いたことから評価頂いたと判断できるが、もう1つウエイト付けした箇所の評価は不明で	【対応】 申立対象としない。 【理由】 意見の内容は、評価方法に関するものであり、今回の意見申立の対象とならないため。

ある。ただ、現況調査表（研究）の分析結果（案）では、分析項目「研究成果の状況」は「期待される水準にある」と評価されているが、分析項目「研究活動の状況」では「期待される水準を上回る」と評価されている。この「研究活動の状況」の評価結果は当該中項目「研究実施体制等の整備に関する目標」の達成状況が「良好」であることと大いに関連していると判断できることから、**ウエイト**付けに関連する2つの条件も満たしていると読み取ることも可能である。

本意見申立は段階判断の変更を申し立てるものでなく、上述のように評価の判断過程において事実誤認に関する疑義が生ずる可能性について言及している。そこで、評価の透明性を確保し、さらに評価結果を今後の教育研究推進に資し、改善に繋げる重要なものと位置付けるといふ評価本来の目的からすれば、少なくとも当該申立箇所の**ウエイト**付けした判断を含めた判断理由を明らかにして頂くことが妥当であると考ええる。

以上より、申立内容のとおり検討願いたい。